

月刊 こう食品法令 【2023年 2月号】

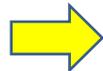
- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 真空パック等の密封容器包装詰低酸性食品について
- B【シリーズ】 食品表示案内 第28講 第1～第4段
: 景品表示法の表示について I
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 告示前の法律を知りたい方に

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

◆「容器包装詰低酸性食品に関するボツリヌス食中毒対策について」
(消費者庁食品表示企画課長 厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
消食表第32号 薬生食監発 0130 第2号 令和5年1月30日)

ボツリヌス食中毒の発生を防止するため、「容器包装に密封された常温で流通する食品(清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。)のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下での保存を要する食品(以下「容器包装詰低酸性食品」という。)」について、基準を定めています。

◆令和3年6月1日から、食品表示法及び食品衛生法に基づく自主回収の届出制度が施行されているところですが、冷蔵での保存を意図した容器包装詰低酸性食品を誤って常温で保存したものを販売したことによる自主回収事例が散見されます。容器包装詰低酸性食品であるにもかかわらず、当該食品容器包装の表おもて面に「**要冷蔵**」である旨が分かりやすい大きさで表示されていないものについては、食品表示基準違反に該当するとともに、適切な温度管理がなされないことにより、ボツリヌス食中毒等、重篤な食中毒の要因にもなり得ます



食品等事業者に対する周知・指導のお願い

厚生労働省HPから作成

※続きはPage 1-2,3 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第28講 景品表示法の表示について

第1段 景品表示法の目的

景品表示法は、1950年代のいわゆるニセ牛缶事件や過大な景品付販売に対処するため、不公正な取引を禁止している独占禁止法から派生し、不当な表示と過大な景品類の提供を規制することに特化した法律です。これらは独占禁止法で禁止されている不公正な取引方法のうち「ぎまんの顧客誘引」と「不当な利益による顧客誘引」をより具現化したものです。

また、2009年に公正取引委員会から消費者庁の移管に伴い法の目的は「この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする（第1条）。」と変更されました。公正な競争政策から、消費者政策のための法律であることが明らかになりました。

ただし、公正な競争と消費者の選択の確保を図るという政策目的は表裏一体の関係であり、過大な景品類の提供と不当表示規制の実体規制に実質上変更はないとされています。

第2段 不当表示

ここでは、景品類を除き、商品表示に関係する不当表示に絞って説明します。

「表示」とは、「顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、内閣総理大臣が指定するものをいう（第2条4項）。」と定められています。

※続きはPage 2-2～4（会員）で記載しています。

■ 国会に提出される法案は内閣法制局のHPから検索できます。
 次の手順で告示される前に法律案を見ることができます。

内閣法制局
Cabinet Legislation Bureau

ホーム 最近の法律・条約

ホーム > 最近の法律・条約

最近の法律・条約

61	✔ 成立	食品衛生法等の一部を改正する法律案	厚生労働省
		閣議決定日	平成30年3月13日
		国会提出日	平成30年3月13日
		先議院	参議院
		法律案名	食品衛生法等の一部を改正する法律案
		主管省庁	厚生労働省
		提出理由	食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案に対処するための広域連携協議会の設置、国際標準に即して事業者自らが重要工程管理等を行う衛生管理制度の導入、特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出制度の創設、安全性を評価した物質のみを食品用器具・容器包装に使用可能とする仕組みの導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

次のシートへ

内閣法制局HPから作成

※ 解説はPage 3-2,3 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 2月号】

人間は石や木のように指でさし示すものではなく、自分の考えをみせたときこそ、その人を人間として示したことになるのだ。君が何者であるか。われわれに示さないのか。
(エピクテツス「人生談義 進歩しようとする人は何について訓練しなければならないか」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。